

1 計画の概要

(1) 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成14年法律第88号) 第7条の2 第1項の規定に基づき、
第二種特定鳥獣管理計画として策定

(2) 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
(第14次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 計画の対象とする区域 (管理区域)

八王子市の一部 (中央自動車道以北で国道16号線以西の区域
及び中央自動車道以南で明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場
自然公園の区域)、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び
奥多摩町 (図1)

(4) 管理区域のエリア区分

従来の管理計画から継続し、管理区域内を3エリアに区分 (図2)

Aエリア: 生息環境管理エリア (奥多摩町北部 (多摩川北岸))

Bエリア: 被害防除対策エリア (奥多摩町南部、青梅市、檜原村)

Cエリア: 分布拡大防止エリア (八王子市、あきる野市、日の出町)

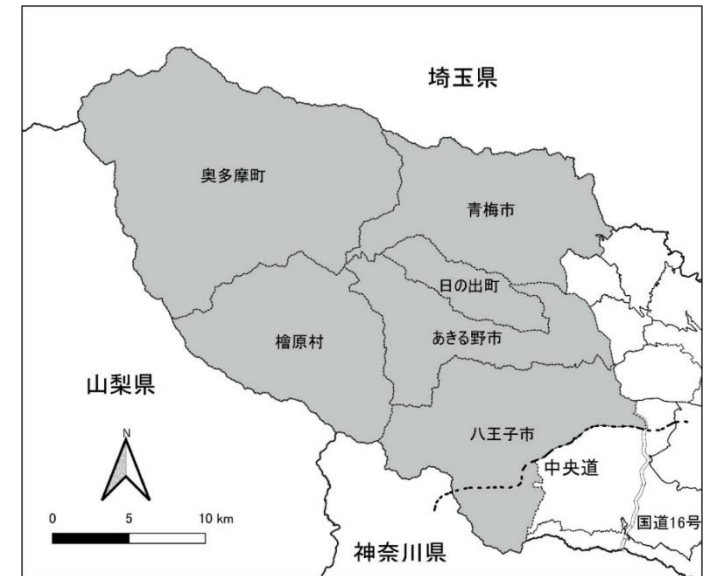


図1 管理区域

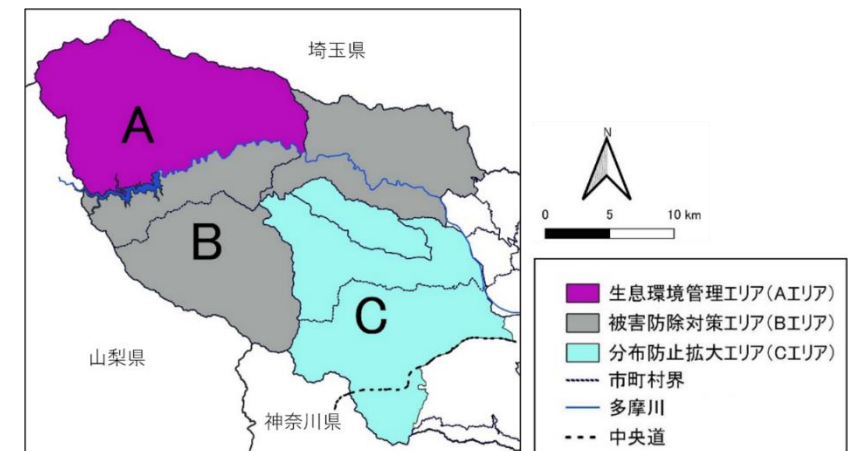


図2 管理区域のエリア区分

1 計画の概要

(5) 現状

① 捕獲

年度	R4	R5	R6	R7
予定捕獲数	1,104	1,098	1,120	1,150
捕獲数	977	955	1,071	1,289
うち管理捕獲	561	606	678	746
うち指定管理	74	88	157	120
うち狩猟	342	261	236	423
達成率	88.5%	87.0%	95.6%	112.1%

表 年間捕獲目標数に対する達成状況の推移（第6期の4か年）

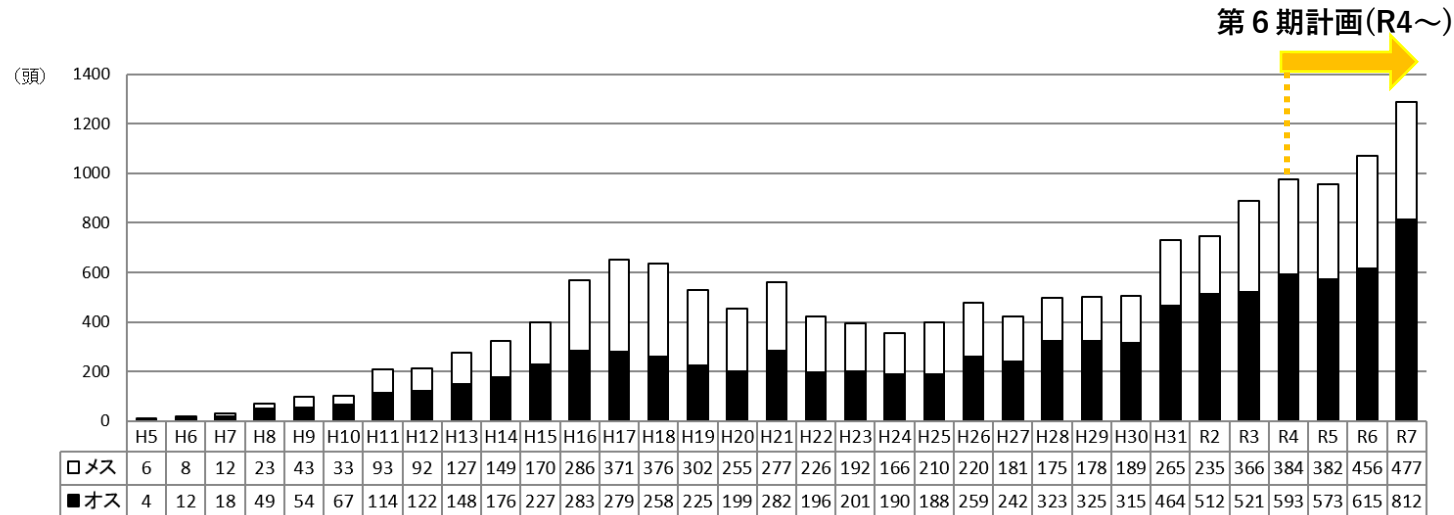


図3 シカ捕獲数の推移

② 生息数

令和6年度末の生息数は、**中央値3,243頭**（95%信用区間 = 2,492頭～4,325頭）

※階層ベイズ法によるハーベストベースドモデルを用いた個体数推定の結果

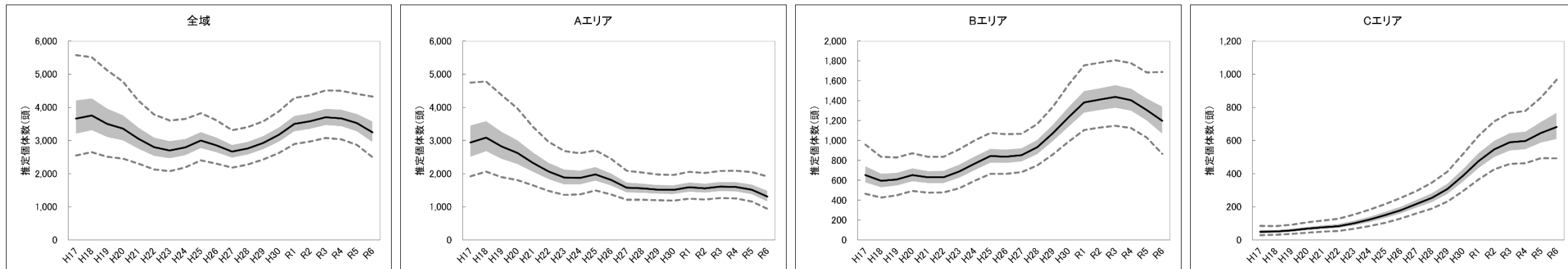


図4 管理区域全域及び各エリアにおける推定生息数の推移（階層ベイズ法による推計）

2 計画の方針

2-1 第6期管理計画の目標達成状況と課題

生息数と生息範囲の適正化

エリア	長期的な目標	段階的な目標		達成状況 (R6年度推定)
		R13年度までの目標	第6期計画目標 (～R8年度)	
Aエリア	1～3頭/km ²	3頭/km ²	4～5頭/km ²	未達成：8.0頭/km ²
Bエリア	0～1頭/km ²	1頭/km ²	2～3頭/km ²	未達成：5.8頭/km ²
Cエリア	0～1頭/km ²	0.5頭/km ²	1～2頭/km ²	未達成：5.1頭/km ²

〈評価〉
各エリアにおいて目標達成できず。

A、Bエリアは減少傾向であるが、
Cエリアにおいて増加傾向にある。

森林生態系の回復・保全

エリア	短期的な効果の指標	達成状況	長期的な効果の指標	達成状況
Aエリア	被度の増加地点が減少 地点を大きく上回る	未達成 (大きな変化なし)	長期影響度が悪化した 地点がゼロ	未達成 (悪化傾向)
Bエリア		未達成 (悪化傾向)		未達成 (悪化傾向)
Cエリア	現状維持	未達成 (悪化傾向)		未達成 (悪化傾向)

〈評価〉
各エリアにおいて目標達成できず。

特にCエリアにおける影響が顕著に増大。

2 計画の方針

農林業被害の軽減

〈目標〉

個体数抑制とともに様々な防除対策を行うことにより、農地及び造林地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減する。

特に林業被害については、本計画期間において増加傾向にある林業被害面積を減少傾向に転換させ、継続的に減少させていくことを目指す。

〈達成状況〉

農業被害については、侵入防止ネットや電気柵の設置等により一定の効果が得られているものの、食害は継続しており、引き続き防除対策が必要である。林業被害については、新植造林地を中心に発生しており、特に**Cエリア（あきる野市、八王子市）での被害は微増している**ことから、今後も対策が求められる。

第6期管理計画の課題

これまでに比べて捕獲が多かったものの、個体数管理の目標は達成できておらず、結果として森林生態系の回復・保全や農林業被害などの目標に対して十分な成果が得られなかった。

シカの生息数を減少させるためには、管理区域全域で継続的に捕獲圧を確保する必要がある。

(Aエリア) **生息数は減少傾向**。一方で、都県境の高標高域は変わらず生息密度が高い。今後はエリア内の捕獲圧の維持と、高標高域の更なる捕獲圧強化が必要である。

(Bエリア) **生息数は減少傾向**。これまで、一貫して増加してきたエリアであり、新植造林地も多いことから今後も継続した捕獲が必要である。

(Cエリア) **生息数は増加傾向**。これまで農林業被害は少なかったが、**生息数増に伴い顕著な被害が見られるようになっており、今後も個体数が増加し続ける可能性がある**。

2 計画の方針

2-2 第7期管理計画の方向性

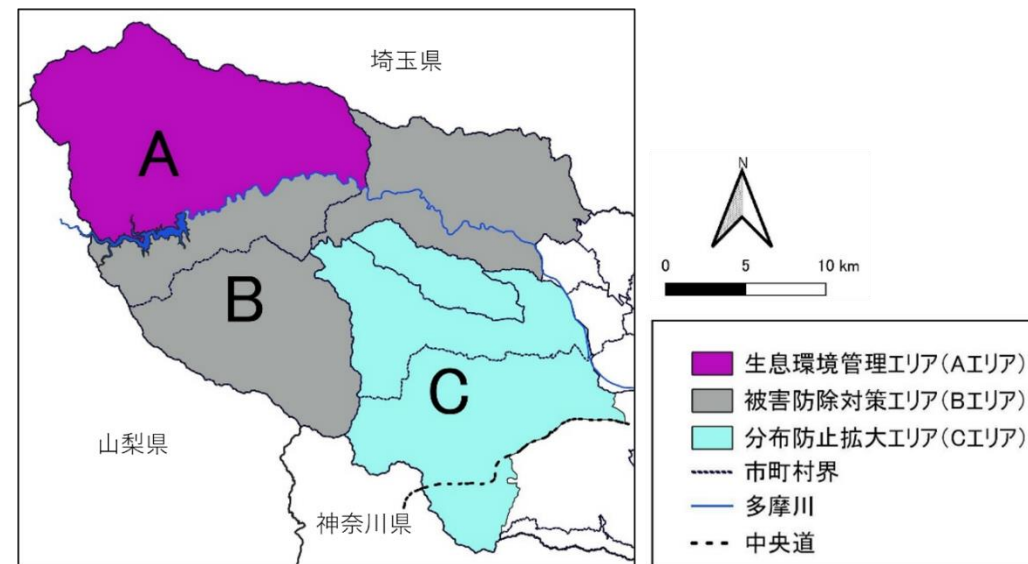
(1) 基本的な考え方

本計画では引き続き、個体数管理、生息環境管理及び被害防除を総合的に実施し、東京におけるシカ問題の改善に向けて取り組んでいく。

生息状況、捕獲状況及び被害状況等のモニタリング結果を、対策の見直しに具体的に結び付けることで順応的管理を推進する。

(2) エリア区分と取組の方向性

従来の管理計画の考え方を引き継ぎ、過去のシカの分布範囲、地形や自然環境、土地利用等の状況を踏まえて管理区域内を3つのエリアに区分するとともに（右図）、エリアそれぞれにおいて、シカ対策に取り組む方向性を示す。



○生息環境管理エリア（Aエリア：奥多摩町北部（多摩川北岸））

豊かな森林生態系を回復するとともに、森林施業が再開され、農林業被害が顕在化しない状態を目指し、強力に捕獲圧をかけていく。

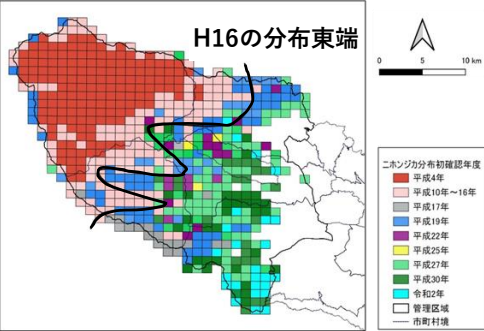
○被害防除対策エリア（Bエリア：奥多摩町南部(多摩川南岸)、青梅市、檜原村)

自然林や二次林の植生を維持するとともに、農林業被害が顕在化しない状態を目指し、シカを減少させるための捕獲強化に取り組んでいく。

○分布拡大防止エリア（Cエリア：八王子市、あきる野市、日の出町）

植林地や雑木林の植生及び農林業の被害拡大を防止するとともに、被害が顕在化する前の状態への回復を目指し、捕獲強化に取り組んでいく。捕獲強化に当たっては、生息状況や捕獲状況を継続的に把握し、メスジカ捕獲率の分析結果などを効果的な対策に活用する。

2 計画の方針

2-3 第7期管理計画の目標		
	第7期（R9～13年度）の目標	第6期との比較
生息数と生息範囲の適正化	ア 長期的な目標 【生息密度】Aエリア：1～3頭/km² B・Cエリア0～1頭/km² ※生息頭数：400頭 【生息範囲】平成16年における分布東端線以西 イ 段階的な目標 上記に至るまでのステップとして、第7期末（R13年度末）までの目標を設定 【生息密度】Aエリア：4～5頭/km²、Bエリア：2～3頭/km²、Cエリア：1～2頭/km²	 ・長期的な目標は変更なし ・現状をもとに段階的な目標設定（第6期の段階的目標） R13年度末までの10年間で、 Aエリア：3頭/km² Bエリア：1頭/km² Cエリア：0.5頭/km² R8年度末までの5年間で、 Aエリア：4～5頭/km² Bエリア：2～3頭/km² Cエリア：1～2頭/km²
森林生態系の回復・保全	ア 短期的な効果 【評価方法】植生被害調査における下層植生及び低木層の被度 【目標】A、B及びCエリア：計画期間の開始時と終了時を比較し、被度の増加地点が減少地点を大きく上回る イ 長期的な効果 【評価方法】植生被害調査における長期影響度 【目標】A、B及びCエリア：①本期間内で長期影響度の悪化地点がゼロ ②改善地点数から森林生態系の回復状況进行评估 ウ 植生保護柵による効果 【目標】国立公園特別地域等の区域において、植生保護柵の計画的な設置により、森林植生や保護上重要な植物を保全、下層植生を復元	・短期指標の評価方法は変更なし Cエリアの目標を現状維持から変更 ・長期的な効果の目標は、 ①変更なし、②追加 ・植生保護柵による効果を追加
農林業被害の軽減	・様々な対策により、農地及び造林地周辺でのシカ定着防止、農林業被害軽減 ・林業被害面積を減少傾向に転換	・変更なし

2 計画の方針

2-4 第7期管理計画の主な取組

(1) 個体数管理

- ・管理捕獲及び狩猟による捕獲の実施（メスジカ捕獲推進）並びに年間実施計画による捕獲頭数目標値の設定
- ・**指定管理鳥獣捕獲等事業における隣接県と連携した捕獲**
本事業を活用した、個体数管理に資する効果的な捕獲手法の検討
- ・市町村、猟友会等と連携した担い手の確保

(2) 生息環境管理

- ・森林生態系の回復及び保全の推進、並びに耕作放棄地や草地等の管理の徹底

(3) 被害防除

- ・植生保護対策、農業被害対策及び林業被害対策の継続実施

(4) モニタリング

- ・**順応的管理**を適切に進めるための生息状況及び生息環境等の継続的な把握
- ・**植生及び農林業被害と生息密度との関係に係る知見の蓄積及び被害軽減の観点**を踏まえた個体数管理の検討
- ・**個体数推定の精度向上に向けた推定方法及び基礎データの継続的な検証**
- ・**効果的な捕獲の実施に向けたメスジカ捕獲率の分析結果の活用**

(5) 実施体制

- ・東京都シカ管理計画検討会、専門部会、地元市町村、国及び関係県等と連携した管理の実施

(6) 錯誤捕獲の低減と市街地出没への対応

(7) 感染症及び安全対策

(8) 普及啓発